

FAQ（ベンチャーキャピタルの申請）

1. 認定VCの要件について

Q 認定VCの要件1「業としてベンチャー企業等への投資機能を有している」の中に、事業会社の一部門により投資事業を行っている事業会社は含まれますか？

A 事業会社がベンチャー企業に投資するために設立したCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）は含まれるが、一部門として投資事業を行っている事業会社は、要件に当てはまりません。

Q 認定VCの要件5「投資を計画している事業者の資本金に対する認定VCの持株比率が、事業期間内において原則50%未満であること」について、投資後の持株比率が50%未満であることという認識でよいか？

A そのとおりです。

Q 認定VCの要件5「投資を計画している事業者の資本金に対する認定VCの持株比率が、事業期間内において原則50%未満であること」について、事業期間とはいつからいつまでのことか？

A ベンチャー企業の交付対象事業の要件として、対象事業の実施期間を令和元年度中（平成31年4月～令和2年3月）に事業着手して2年以内との定めがあるため、当該事業期間と同一となります。

Q 認定VCは浜松市に事務所が必要か？

A 認定VCに関しては浜松市に事務所は不要です。

Q 支援対象となるベンチャーが決定されていない、もしくは当事業年度中の投資が間に合わない場合でも申請することは可能か？

A 可能です。浜松市ベンチャー企業へ関心をお持ち頂き、将来的な投資をお考え頂ければと思います。

Q 認定VCが出資意向確認書を出し、審査を経て採択された支援対象となるベンチャー企業への投資を、認定VCの意思で中止することはできるか？

A 最終的な投資実行の判断は認定VCによりますので可能です。その場合、認定VCからの投資が条件となっている当該ベンチャー企業の採択決定も取消となります。

2. ベンチャー企業の交付対象事業について

Q 令和元年度「浜松市ファンドサポート事業」（ベンチャーキャピタル等の認定）【公募要領】P.7の当事業年度の交付決定額の上限金額19,000万円は、採択されたベンチャー企業に平等に交付されるのでしょうか？

A 平等に交付はされません。本事業の交付金は競争的資金の性質を持ちます。ベンチャー企業は審査により順位が決定され、交付可否及び交付金額が総合的な判断のもと決定されます。

Q 浜松市ファンドサポート事業費交付金が採択されなかった場合、認定VCからの投資検討も中止してよろしいでしょうか？

A 投資検討について、浜松市は一切関与しませんが、本交付金ありきの投資検討は想定しておりません。ベンチャー企業へは、本交付金が例え不採択になった場合についても事業実施を求めます。

3. 認定VCの認定期間について

Q 公募要領では認定期間を「2年間（令和3年3月の事業認定まで）」とされているが、投資先ベンチャー企業の事業期間が、令和3年3月より先になる場合は、更新手続きが必要か？

A 必要です。

4. 認定VCの認定プロセス（審査委員会）について

Q 審査委員会はいつどこで行われますか？

A 浜松市ベンチャー企業進出・成長応援サイト『HAMACT』の「ベンチャーキャピタル等の認定に係る審査委員会について」欄をご確認ください。

Q 審査結果はどのように伝えられますか？

A 申請者へ書面にて通知します。また、「HAMACT」上でも公開します。

5. 申請書類について

Q 同じ認定VCから投資を受けているベンチャー企業が複数社採択されることもあり得ますか？

A あり得ます。ベンチャー企業は認定VCから出資を受けることができれば本事業への申請が可能なので、同じ認定VCの出資先ベンチャー企業が複数社採択されることもあります。

Q ハンズオンメンバーが複数のため、「申請書（項目3：ハンズオンメンバーの過去実績）」の記載がA4用紙2枚以内に納まりませんが、どうしたらよいでしょうか？

A 規定でA4用紙2枚以内としているため、メンバーの過去実績については主要なメンバーを記載頂ければ結構です。

Q 「申請書（項目2：今後の事業計画（投資活動計画等）」と「申請書（項目3：ハンズオン計画）」との違いを教えてください。

A 「申請書（項目2：今後の事業計画（投資活動計画等）」については、法人としての今後の事業計画を記載頂き、「申請書（項目3：ハンズオン計画）」では特にハンズオン支援の具体的な方法を記入してください。